

系になる。しかし、正の所得税の税率とは異なる税率の負の所得税体系であっても、すべての個人に同一の租税-移転体系を適用する点において普遍性原則に即しているといえる。

普遍性原則 (the generality principle) ないし普遍性規範 (the generality norm) は、Buchanan and Congleton (1998) で考察されている。彼らは、普遍性原則を立憲的制約として課した多数決ルールと課さない多数決ルーツの違いを強調する。以下では、彼らの第8章 The Political Efficiency of General Taxation に基づき考えてみよう¹⁰⁾。

極めて単純化された3人(あるいは3集団)からなる社会で、歳出については多数決ルールで決めるが、課税については普遍性原則に則り差別的課税を許さない事例を示している。その歳出については、純粋公共財の供給に限定し、租税の優遇措置になるような形での支出はないものとする。そして、この3人に適用される税率には、H(高税率)・M(中税率)・L(低税率)の3つがあるとする。すると、この3人に3つの税率を適用する税率のセットには27通りが考えられるが、差別的課税を許さない場合には、(HHH)、(MMM)、(LLL)の3通りしかない。これに対して、普遍性の制約がなく差別的課税が禁止されていないときの多数決ルールでは、(LLH)、(LHL)、(HLL)の税率適用になる可能性が高い。というのも、歳出が純粋公共財の供給に関するものであれば、誰もが他者の税率を高め自分の税率を低めることを選好するので、多数派を形成した2人が低税率Lで少数派になった1人が高税率Hということになるからである。そして予算に関して規模の経済がなく個人の選好が単峰性を満たすならば、中位投票者定理に基づき、普遍性の制約がある場合には(MMM)の税率セットになるのに対し、普遍性の制約がない場合には(LLH)、(LHL)、(HLL)のいずれかになる。少数派になった1人は、自分が多数派の一員になるように働きかける誘因をもつし、多数派を構成する人も互いに、自らが少数派に転落しないように多数派の他の者に少数派の人と結託しないように働きかける誘因をもつのである。このことは、3人ともレント・シーキング活動に乗り出す強い誘因をもつことを意味している。

つまり、差別的課税を許すと、多数派による少数派の搾取ということだけでなく、少数派も多数派も「税制改革」を申し立てるレント・シーキング活動を行うことで効率性を損なうとともに、差別的な取り扱いを必要とする人々や課税ベースを区分する税務執行上の費用が伴うことで効率性を損なうことになる。それゆえ、普遍性の原則で縛り差別的課税を許さないような立憲的ルールが、効率の観点から正当化できると、Buchanan and Congleton (1998) は主張した。Atkinson (1995) のベーシック・インカム+均一所得税体系のモデルは、この普遍性原則に合致している。

しかし、ベーシック・インカムの財源が問題になる。簡単な数値例でみると、2015年3月1日現在(確定値)で日本の総人口は1億2,689万6千人であるので¹¹⁾、例えば年1人100万円¹²⁾で最低生活

10) この第8章は、Buchanan (1993) に依拠している。また、ブキャナンンの財政学への貢献における普遍性原則については、横山 (2014) を参照されたい。

11) 総務省統計局 (<http://www.stat.go.jp/data/jinsui/new.htm> 最終閲覧2015.9.6)。

をするベーシック・インカムを設定すると、100万円×1億2,690万で約127兆円になる。これは、日本の2012年度名目GDP約475兆円¹³⁾の約27%相当をベーシック・インカムとして給付することになるが、この金額をベーシック・インカムとして支給する財源が問題になり、実現可能性が低いのである。

そこで、部分的ベーシック・インカム (Partial Basic Income) という考え方に基づく、ベーシック・インカム+均一所得税体系もある。その代表的な2つの概念を見てみよう。部分的ベーシック・インカムの1つの考え方は、図2(1)の破線 B/JL_{B_0} のような形で示される。これは、一括移転額を完全なベーシック・インカム B よりも低い B_0 に抑えておいたうえで、ある一定レベルの所得 y_{B_0} (図2(1)では完全なベーシック・インカム B と等しいとして描いているが、 B_0 の設定次第で J 点が45°線よりも左や右にくる場合もある) 以下の人については、資力テストを導入する。すなわち、 J 点までの所得 y_{B_0} の人については、資力テスト付きの公的扶助制度を導入して、その後はベーシック・インカムの一括移転を行うというのが、部分的ベーシック・インカムの考え方である。こうした破線のようなものを「部分的」という考え方もあれば、もう1つ、別の「部分的」ベーシック・インカムの考え方もある。それは、差別的ベーシック・インカム (Differential Basic Income) である。これは、相対的貧困の議論や納税単位の議論にも係る。既に述べたように、ベーシック・インカムは原則的に個人をベースにして設計されているのだが、家族の成員構成や成員の年齢などを勘案して差別的な形でベーシック・インカムを異なるようにする考え方である。例えば1人世帯のベーシック・インカムと2人世帯の1人当たりのベーシック・インカムとに差をつける。それは、納税単位なり社会保障の給付単位をどのように考えるかという選択問題でもある。このように、稼得所得以外の要素で、つまり個人・世帯に基づく分類 (tagging) で、移転額に差異をもたらすことは、ベーシック・インカムが持っている普遍主義のメリットを損なうことになる一方、社会全体の社会的厚生を高める可能性がある。

社会の基本構造や基本ルールを集合的に選択する立憲的な選択と、基本構造や基本ルールが与えられたもとで集合的な選択を行う立憲後の選択を分けて、議論するのが公共選択論や立憲的政治経済学の考え方である (Brennan and Buchanan, 1980; 横山, 1995)。租税-移転体系に関する立憲的選択は、課税ベースや移転形態などの基本ルールに関する選択で、租税-移転体系に関する立憲後の選択は基本ルールの中での税率や移転額などの選択である。基本ルールの選択つまり立憲的選択時に

12) 厚生労働省14回社会保障審議会生活保護基準部会資料 (http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000025830.pdf 最終閲覧2015.9.6) より3人世帯 (夫婦子1人) 【33歳, 29歳, 4歳】 (平成25年8月) 1級地-1の最低生活保障水準は月額236,610円であるので、1人当たり78,870円/月×12ヶ月=946,440円である。

13) 内閣府「長期経済統計」『平成25年度 年次経済財政報告 (経済財政政策担当大臣報告)』485頁 (<http://www5.cao.go.jp/j-j/wp/wp-je13/pdf/p08011.pdf> 最終閲覧2015.9.7)。

は、その基本ルールの中でどのような税率や移転額に設定すると人々の対応行動の帰結として、いかなる社会状態が出現するかを予測する何らかの立憲的理論と同時に、帰結して出現する社会状態を評価する立憲的価値判断が必要になる。公共選択論や立憲的政治経済学では、立憲的価値判断として、最悪の帰結（社会状態）を考へて達成される全員一致ルールが採られる。他方、基本ルールの中でどのような税率や移転額に設定すると人々の対応行動の帰結としていかなる社会状態が出現するかを予測する立憲的理論としては、公共選択論や立憲的政治経済学でも標準的な応用ミクロ経済分析に基づく合理的選択理論が採られることが多い。

前節までの最適課税論における租税-移転体系に関する考察は、最適課税論を立憲的理論とすれば、租税-移転体系に関する基本ルールの中で、どのような帰結（社会状態）が出現するかを予測するものといえよう。Atkinson（1995）の最適均一課税とベーシック・インカムの基本モデルを立憲的理論として、そこでの税率とベーシック・インカムの選択の帰結を前提に立憲的選択を考えれば、最悪の帰結（社会状態）を考へて達成される全員一致ルールに基づく立憲的価値判断により、Rawls流の政策対応が採られる。さらに、第2節で考察したCorlett and Hague（1953-54）流のモデルを立憲的理論とすれば、ベーシック・インカムによる一括現金移転を微少減額して、その分を労働と補完的な消費財への価格補助に切りかえることで、すべての受領者の厚生が改善することになる。すると、全員一致ルールに基づく立憲的価値判断により、ベーシック・インカムだけの移転体系よりも価格補助も併用する移転体系が立憲的選択として選ばれることになる。加えて、上記の図2（1）に関して論述したように、ベーシック・インカムという移転体系が抱える財源問題も立憲段階での一般知識として全個人に共有されているならば、ベーシック・インカムの骨格は残しつつも所得水準に応じて差異ある移転体系を採る部分的ベーシック・インカムが立憲的選択として選ばれる。さらには、マクシミン基準なり最悪の帰結（社会状態）を考へて達成される全員一致ルールに基づく立憲的価値判断を前提にすれば、すべての個人に均一に現金移転するベーシック・インカムよりはむしろ、選別主義的に最悪の社会状態にいる個人を対象により高い最低保証所得を給付する移転体系の方が望ましいので、ベーシック・インカムは立憲的選択として選ばれなくなる。

こうした立憲的選択は、一定の価値判断に基づき、ある制度設計の帰結と別の制度設計の帰結を比較して選択を決める帰結主義の考え方に基づいているのである。もし立憲的価値判断として、マクシミン基準ではなく期待値最大化基準を採れば、立憲的選択も異なる。例えば、 n 人社会で代替的な制度 X と Y の立憲的選択を考へてみよう¹⁴⁾。ある立憲的理論に基づけば、それぞれの制度の帰結は、制度 X では $(u_{1X}, u_{2X}, \dots, u_{nX})$ 、制度 Y では $(u_{1Y}, u_{2Y}, \dots, u_{nY})$ となることをすべての個人が一般知識として有している。ここで、 u_{ij} ($i=1,2,\dots,n; j=X,Y$)は制度 j のもとで第 i 番目に最悪な社会状態

14) 以下の議論及び立憲的理論が違えば立憲的価値判断が同じでも異なる立憲的選択がなされる点については、Yokoyama（2012）を参照されたい。

に置かれる個人の利得を示している。それぞれの制度のもとで最悪な個人の利得は、 u_{1X} と u_{1Y} である。マクシミン基準は、 $Max(u_{1X}, u_{1Y}) = Max\{Min(u_{1X}, u_{2X}, \dots, u_{nX}), Min(u_{1Y}, u_{2Y}, \dots, u_{nY})\}$ で、制度 X と Y の立憲的選択がなされる。他方、期待値最大化基準では、 $Max\{Mean(u_{1X}, u_{2X}, \dots, u_{nX}), Mean(u_{1Y}, u_{2Y}, \dots, u_{nY})\}$ で制度 X と Y の立憲的選択がなされるので、マクシミン基準による立憲的選択と同じになる保証はない。

さらに、こうした帰結主義に基づく立憲的選択ではなく、非帰結主義に基づいて立憲的選択がなされる場合もある。非帰結主義では、制度選択で帰結として出現する社会状態を比較し評価するのではなく、制度そのものや制度に内在する自由・平等・寛容などの価値を比較し評価するものである¹⁵⁾。制度の帰結ではなく、制度そのものに対する評価や、法の下での平等や自由といった制度に内在する価値に対する評価に基づく立憲的選択としては、ベーシック・インカム+均一所得税の普遍主義的な租税-移転体系が選ばれる可能性もある。

以上の考察から、ベーシック・インカムの意義と限界が明らかになる。ベーシック・インカムは、最適課税論という立憲的理論に基づく帰結に対する、マクシミン基準という立憲的価値判断による帰結主義的な立憲的選択では選ばれないという意味で、立憲的に正当化できないという限界がある。その一方で、ベーシック・インカムは、法の下での平等や自由といった制度に内在する価値や普遍主義的な価値といった立憲的価値判断による非帰結主義的な立憲的選択では選ばれる可能性があるという意味で、立憲的に正当化できるという意義がある。

5. 結 論

本稿は、租税と移転を切り離さずに最適課税論の枠組みの中で示唆される望ましい租税-移転体系について、普遍性原則と立憲的選択の視点から再考察し、ベーシック・インカムの意義と限界を明らかにした。その意義は、法の下での平等や自由といった制度に内在する価値や普遍主義的な価値といった立憲的価値判断による非帰結主義的な立憲的選択では選ばれる可能性がある点である。他方、その限界は、最適課税論という立憲的理論に基づく帰結に対する、マクシミン基準という立憲的価値判断による帰結主義的な立憲的選択では選ばれない点である。

こうしたベーシック・インカムの意義と限界からして、部分的ベーシック・インカムの移転体系が、帰結主義と非帰結主義の両者を併せ持つ総合主義的な立憲的価値判断による立憲的選択として選ばれる可能性が示唆される。この部分的ベーシック・インカム+均一所得税の租税-移転体系は、図2(1)の破線 BJL_{B_0} で示される。この破線 BJL_{B_0} で示される租税-移転体系は、 y_{B_0} を課税最低限とする均一税率 t の所得税体系と最低保証所得 $B (= y_{B_0})$ の公的扶助制度の現行制度に近い租税-移転

15) 非帰結主義の詳しい議論については、Suzumura (1999)、鈴木 (2009) を参照されたい。

体系になる。部分的ベーシック・インカム＋均一所得税の租税-移転体系における B_0 の設定次第で、課税最低限は B の公的扶助額よりも大きくなる場合もあれば小さくなる場合もある。

本稿では、最適課税理論を立憲的理論として、ベーシック・インカムを中心に租税-移転体系についての立憲的選択を考察し、ベーシック・インカムの意義と限界を明らかにしたうえで、帰結主義と非帰結主義の両方を考慮する総合主義ともいえる立憲的価値判断による立憲的選択で選ばれる可能性の高い、部分的ベーシック・インカム＋均一所得税の租税-移転体系に基づき、現行の租税-移転体系を検討していくことが重要であることを示唆できた。本稿では全く考察の対象にしなかった給付付き税額控除については、別の機会に考察することにした。

参考文献

- 加藤寛・横山彰（1994）『税制と税政：改革かくあるべき』読売新聞社。
- 鈴木興太郎（2009）『厚生経済学の基礎：合理的選択と社会的評価』第5部，岩波書店。
- 横山彰（1978）「公正な分配と効率的な移転形態」『三田学会雑誌』（慶應義塾経済学会），第71巻第6号，81-90頁。
- 横山彰（1985）「公正分配のための政策」丸尾直美・野間俊威・郡寫孝・横山彰・清川義友『次代を拓く経済政策：経済政策論の新しいパラダイムを求めて』好学社，258-277頁。
- 横山彰（1995）『財政の公共選択分析』東洋経済新報社。
- 横山彰（2010）「ベーシック・インカムと財源の選択：Atkinson教授の考察を中心に」財務省財務総合政策研究所特別研究官セミナー（2010年11月12日）報告レジュメ。
- 横山彰（2014）「ブキャナンの財政学への貢献」『公共選択』（公共選択学会），第61号，77-91頁。
- Atkinson, A. B. (1995), *Public Economics in Action: The Basic Income/Flat Tax Proposal*, Oxford: Oxford University Press.
- Basic Income Earth Network (2015), "About Basic Income," (<http://www.basicincome.org/bien/aboutbasicincome.html> 最終閲覧2015.8.31).
- Brennan, G. and J. M. Buchanan (1980), *The Power to Tax: Analytical Foundations of a Fiscal Constitution*, Cambridge: Cambridge University Press. (深沢実・菊池威・平澤典男訳『公共選択の租税理論：課税権の制限』文真堂，1984年.)
- Brewer, M., E. Saed, and A. Shephard (2010), "Means-testing and Tax Rates on Earnings," J. Mirrlees et al. (eds.), *Dimensions of Tax Design, The Mirrlees Review*, Oxford: Oxford University Press, pp. 90-173.
- Buchanan, J.M. (1993), "The Political Efficiency of General Taxation," *National Tax Journal*, 46(4), pp.401-410.
- Buchanan, J. M. and D. Congleton (1998), *Politics by Principle, Not Interest: Toward to Nondiscriminatory Democracy*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Clark, C. M. A. (2002), *The Basic Income Guarantee: Ensuring Progress and Prosperity in the 21st Century*, Dublin: The Liffey Press.
- Corlett, W. J. and D. C. Hague (1953-54), "Complementarity and the Excess Burden of Taxation," *Review of Economic Studies*, 21(1), pp. 21-30.
- Fitzpatrick, T. (1999), *Freedom and Security: An Introduction to the Basic Income Debate*, New York: Palgrave Macmillan.
- Friedman, B. L. and L. J. Hausman (1974), "Income Conditioning in a System of Transfer Programs," *American Economic Review*, 64(2), pp. 175-180.

- Groot, L. F. M. (2004[2010]), *Basic Income, Unemployment and Compensatory Justice*, Boston: Kluwer Academic Publishers.
- Mckay, A. (2005), *The Future of Social Security Policy: Women, work and a Citizens' Basic Income*, London; New York: Routledge.
- Mirrlees, J. (1971), "An Exploration in the Theory of Optimum Income Taxation," *Review of Economic Studies*, 38 (2), pp. 175-208.
- O'Brien J. P. and D. O. Olson (1990), "The Alaska Permanent Fund and Dividend Distribution Program," *Public Finance Review*, 18(2), pp.139-156.
- Raventós, D. (2007), *Basic Income: The Material Conditions of Freedom*, London: Pluto Press.
- Ramsey, F. P. (1927), "A Contribution to the Theory of Taxation," *Economic Journal*, 37(145), pp. 47-61.
- Rawls, J. (1971), *A Theory of Justice*, Cambridge, Mass.: Harvard University Press. (矢島鈞次監訳『正義論』紀伊國屋書店, 1979年.)
- Saez, E. (2001), "Using Elasticities to Derive Optimal Income Tax Rates," *Review of Economic Studies*, 68(1), pp. 205-229.
- Saez, E. (2002), "Optimal Income Transfer Programs: Intensive versus Extensive Labor Supply Responses," *Quarterly Journal of Economics*, 117(3), pp. 1039-1073.
- Suzumura, K. (1999), "Consequences, Opportunities, and Procedures," *Social Choice and Welfare*, 16(1), pp. 17-40.
- Van Der Veen, R. and L. Groot (eds.) (2000), *Basic Income on the Agenda: Policy Objectives and Political Chances*, Amsterdam: Amsterdam University Press.
- Van Parijs, P. (ed.) (1992), *Arguing for Basic Income: Ethical Foundations for a Radical Reform*, London: Verso.
- Van Parijs, P. (2006), "Basic Income: A Simple and Powerful Idea for the Twenty-first Century," in B. Ackerman, A. Alstott and P. Van Parijs (eds.), *Redesigning Distribution: Basic Income and Stakeholder Grants as Cornerstones for an Egalitarian Capitalism (Real Utopias Project Vol. V)*, London: Verso, pp. 3-42.
- Walter, T. (1989), *Basic Income: Freedom from Poverty, Freedom to Work*, London; New York: Marion Boyars.
- Yokoyama, A. (2012), "The Calculus of Consent at Fifty: The Development of Public Choice in Japan," *Public Choice*, 152(3-4), pp. 345-349.

(中央大学総合政策学部教授 博士(経済学))

